

議案第 72 号

桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例案

桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報ファイル簿の届出)

第3条 実施機関は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく市長へ届け出なければならない。

2 実施機関は、前項の個人情報ファイル簿を廃止し、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(個人情報管理簿)

第4条 実施機関は、個人情報記録されている地方公共団体等行政文書を保有したときは、次に掲げる事項を記載した個人情報管理簿(以下「管理簿」という。)を遅滞なく作成し市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報の保有開始年月日

(2) 個人情報記録された地方公共団体等行政文書の名称

(3) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる管理簿については、適用しない。

(1) 市の安全に関する管理簿

(2) 犯罪の捜査に関する管理簿

(3) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する管理簿

(4) その他作成又は届出をしないことが適当であると市長が定める管理簿

3 実施機関は、第1項の管理簿を廃止し、又は変更したときは市長に届け出なければならない。

4 市長は、管理簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない開示請求に要する手数料の額は、無料とする。ただし、地方公共団体等行政文書の写しの交付の際の複写及び送付に要する費用は、規則で定めるところにより、請求者が負担するものとする。

- 2 実施機関は、特定個人情報を開示する場合であって、当該開示を受ける者に経済的困難その他特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(開示請求の手続)

第6条 実施機関は、開示請求をする者が本人の委任による代理人であるときは、実施機関が定める次の事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

- (1) 本人の委任による代理人と本人(委任者)との関係
- (2) 請求事由

- 2 前項の規定は、法に基づく開示請求を妨げるものではない。

(訂正請求の手続)

第7条 実施機関は、訂正請求をする者が本人の委任による代理人であるときは、実施機関が定める次の事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

- (1) 本人の委任による代理人と本人(委任者)との関係
- (2) 請求事由

- 2 前項の規定は、法に基づく訂正請求を妨げるものではない。

(利用停止請求の手続)

第8条 実施機関は、利用停止請求をする者が本人の委任による代理人であるときは、実施機関が定める次の事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

- (1) 本人の委任による代理人と本人(委任者)との関係
- (2) 請求事由

- 2 前項の規定は、法に基づく利用停止請求を妨げるものではない。

(諮問)

第9条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、桐生市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成10年桐生市条例第31号)第1条に規定する桐生市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前二号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の次の細則を定めようとする場合
 - ア 法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法
 - イ 法第65条に基づく正確性の確保のための方策
 - ウ 法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法
 - エ 法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(桐生市個人情報保護条例の廃止)

第2条 桐生市個人情報保護条例(平成27年桐生市条例第28号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日前に旧条例第17条、第30条又は第38条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

(罰則)

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(桐生市情報公開条例の一部改正)

第5条 桐生市情報公開条例(平成27年桐生市条例第29号)の一部を次のように改正する。第17条の見出し中「費用の負担」を「公開請求に係る手数料」に改め、同条を次のように改める。公開請求に要する手数料の額は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付の際の複写及び送付に要する費用は、規則で定めるところにより、請求者が負担するものとする。

(桐生市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 桐生市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成10年桐生市条例第31号)の一部を次のように改正する。第1条の見出し中「目的」を「設置」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「桐生市情報公開条例(平成27年桐生市条例第29号)に基づく情報公開」を「桐生市情報公開条例(平成27年桐生市条例第29号。以下「公開条例」という。)に基づく情報公開制度」に、「及び桐生市個人情報保護条例(平成27年桐生市条例第28号)」を「、桐生市個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年桐生市条例第 号。以下「施行条例」という。)」に改める。第2条第1項各号列記以外の部分中「実施機関(市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び桐生市土地開発公社をいう。以下同じ。)」を「公開条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「情報公開実施機関」という。)及び施行条例第2条第2項に規定する実施機関(以下「個人情報実施機関」という。)」に改め、同項第1号中「情報公開及び個人情報保護における実施機関」を「情報公開実施機関及び個人情報実施機関」に改める。

(桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第7条 桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。第13条前段中「桐生市個人情報

保護条例(平成 27 年桐生市条例第 28 号)第 16 条」を「個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条第 2 項及び第 67 条」に改める。

(桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 8 条 桐生市観光情報センターの設置及び管理に関する条例(令和元年桐生市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。第 9 条第 1 項中「桐生市個人情報保護条例(平成 27 年桐生市条例第 28 号)」を「個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」に改める。

議 案 説 明

議案第 72 号 桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例案

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、個人情報の保護に関する法律が改正され桐生市にも適用されることに伴い、桐生市個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものです。